

須賀川市議会政務調査費の公開に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、議会運営の公開性の向上を図り、市民の議会に対する理解と信頼を深め、より公正で開かれた議会運営を図るため、須賀川市議会政務調査費の交付に関する条例(以下「条例」という。)に基づき交付される政務調査費の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公開対象)

第2条 条例に基づき交付される平成19年度分以降の政務調査費に関する公文書で、保存期間(過去5年)内のもののうち、交付申請決定文書、収支報告書(領収書を含む。)及び行政調査報告書並びに政務調査費の用途に関する資料とする。

(公開方法)

第3条 公開は次に掲げる方法によるものとする。

(1) 議会だよりへの掲載

前年度の政務調査費について、6月1日発行号に用途及び収支報告等詳細について掲載する。掲載方法や内容については、議会広報委員会で協議検討する。

(2) 市議会ホームページへの掲載

前号に加え、行政調査資料等も含めたデータを作成し、ホームページで公開する。実績報告書、調査報告書等についても掲載する。

(3) 議会図書室での閲覧

前条に定める資料の写しを常時設置し、閲覧に供する。

なお、閲覧を希望する者は、電話等により事前に議会事務局へ申し込み、閲覧簿に住所氏名を記入のうえ、閲覧する。

(費用負担等)

第4条 閲覧については無料とする。公文書の写しの作成及び送付については、須賀川市情報公開条例施行規則第9条第1項及び第2項の規定を準用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。